



応用レクチャー全5回  
平成31年4月16日よりスタート

# いまさら税務会計論 —変動する企業会計と法人税法—

刻々と変化する経済取引を適切に財務諸表に反映すべく、企業会計は度々基準や指針の制定改定を繰り返します。これに比すれば、法人税法上の取扱いはなかなか変更がなされないという意味で、企業会計を「動」、法人税法を「静」と位置付けることもできるかもしれません。企業会計と法人税法は切っても切れない関係である一方、近年はその乖離が著しいと評価されることも多くなっています。そうした改正の続く今だからこそ、「いまさら税務会計論」、言い換えれば「いまこそ税務会計論」を学びましょう！

日時等：各回 18:20～20:30

① 4月16日(火) ② 6月11日(火) ③ 6月25日(火) ④ 7月 9日(火) ⑤ 7月23日(火)

講師：酒井 克彦（当研究所所長・中央大学教授・博士(法学)）

内容：「税務会計」といえば、まさに租税専門家の皆さんの実務に直結するところでありましょう。しかし、いわゆる「公正処理基準」や「確定決算主義」、「損金経理要件」などといった企業会計と租税法を繋ぐ諸制度を十分に理解し、満足に説明できると自信を持っていえるでしょうか？もちろん、普段の実務を通じて「肌では感じている」ところと思いますが、それだけでは真の専門家とはいえないでしょう。

さて、法人税法は「企業会計準拠主義」を採用しているため、自ずと企業会計の変化に影響を受ける建付けとなっています。もっとも、法人税法は、「別段の定め」として、企業会計に準拠しない取扱いを独自に設けるとともに、主に判例法理によって、公正処理基準該当性の判断等を通じ、法人税法上の趣旨目的の観点に立ち企業会計から一定の距離を保ってきた面もありますが、やはり企業会計準拠の前提を無視することはできません。かつてはトライアングル体制などと称される中で、企業会計と法人税法が同じ方向を向くことが評価されてきた時期もありましたが、現在ではそうした体制は崩壊したとされ、両者の乖離は日々著しいものとなってきています。昨年収益認識基準が公表され企業会計が大きく動いたことに対し、平成30年度税制改正によって法人税法はいち早く同法22条の2を創設し、法人税法が収益認識基準に依拠しない姿勢を明確なものとなりました。こうした法人税法の素早い対応には実務上驚きの声も聞こえたところですが、通達はどうなったのでしょうか。

場所：ハロー会議室曙橋予定（東京都新宿区片町1-3-1 第3田中ビル・都営新宿線曙橋駅A4徒歩3分）

受講料：会場受講申込：一般 25万円 会員5万円(欠席時映像フォロー・レジュメ等資料付き)

YouTube受講：一般 25万円 会員5万円(レジュメ等資料付き)

\* 講義テキストとして酒井克彦『プロGRESS税務会計論Ⅲ』(中央経済社近刊)を使用します(別売)。

お申込：下記URLまたはQRコード、FAXよりお申込みください。

<http://bit.ly/2019oyo>



ご芳名	レクチャー会員 <input type="checkbox"/> (☑をお願いします)		
ご住所			
TEL		FAX	
E-mail			

FAX : 042-806-9844

一般社団法人ファルクラム

TEL. 042-806-9843 E-mail. jim@ful-crum.info <http://fulcrumtax.net/>

\* 同業競合他社の方のご参加はお断りしております \*